

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】令和7年3月12日(2025.3.12)

【国際公開番号】WO2024/004692

【出願番号】特願2024-530691(P2024-530691)

【国際特許分類】

D 0 3 D 15/513(2021.01)

D 0 3 D 15/283(2021.01)

D 0 3 D 15/225(2021.01)

D 0 3 D 15/47(2021.01)

D 0 4 B 1/16(2006.01)

D 0 4 B 21/16(2006.01)

A 4 1 D 31/00(2019.01)

A 4 1 D 31/08(2019.01)

A 4 1 D 13/00(2006.01)

10

【F I】

D 0 3 D 15/513

D 0 3 D 15/283

D 0 3 D 15/225

D 0 3 D 15/47

D 0 4 B 1/16

D 0 4 B 21/16

A 4 1 D 31/00 5 0 3 M

A 4 1 D 31/08

A 4 1 D 13/00 1 0 2

20

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月18日(2024.9.18)

【手続補正1】

30

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

モダクリル繊維を30～60質量%、セルロース系繊維を20～50質量%、及びアラミド繊維を10～20質量%含み、布帛全体質量に対してスズと亜鉛を含む化合物を1.4～5.0質量%含み、

実質的にアンチモン化合物を含んでおらず、

40

A S T M D 6 4 1 3 に基づいた燃焼性試験によって測定した、炭化長が7.1mm以下である、難燃性布帛。

【請求項2】

前記難燃性布帛は紡績糸で形成され、前記紡績糸は、モダクリル繊維を30～60質量%、セルロース系繊維を20～50質量%、及びアラミド繊維を10～20質量%含む、請求項1に記載の難燃性布帛。

【請求項3】

前記難燃性布帛は紡績糸で形成され、前記紡績糸は、モダクリル繊維を40～48質量%、セルロース系繊維を37～48質量%、及びアラミド繊維を12～15質量%含む、請求項1に記載の難燃性布帛。

50

【請求項 4】

前記モダクリル繊維が、前記スズと亜鉛を含む化合物を含有する、請求項 1 に記載の難燃性布帛。

【請求項 5】

前記モダクリル繊維は、前記スズと亜鉛を含む化合物を 2 . 4 ~ 1 0 . 4 質量% 含む、請求項 4 に記載の難燃性布帛。

【請求項 6】

前記スズと亜鉛を含む化合物が、六水酸化スズ亜鉛、及び三酸化スズ亜鉛からなる群から選択される少なくとも 1 種を含む、請求項 1 に記載の難燃性布帛。

【請求項 7】

前記セルロース系繊維が、天然セルロース繊維、及び再生セルロース繊維からなる群から選ばれる 1 以上を含む、請求項 1 に記載の難燃性布帛。

10

【請求項 8】

前記セルロース系繊維は、リヨセル、難燃リヨセル、レーヨン及び難燃レーヨンからなる群から選ばれる 1 以上を含む、請求項 1 に記載の難燃性布帛。

【請求項 9】

前記セルロース繊維は、リヨセルを含む、請求項 1 に記載の難燃性布帛。

【請求項 10】

前記アラミド繊維がパラアラミド繊維である、請求項 1 に記載の難燃性布帛。

【請求項 11】

前記モダクリル繊維が原液着色繊維である、請求項 1 に記載の難燃性布帛。

20

【請求項 12】

前記難燃性布帛の A S T M D 6 4 1 3 に基づいた燃焼性試験によって測定した、残じん時間が 1 0 秒以下である、請求項 1 に記載の難燃性布帛。

【請求項 13】

請求項 1 ~ 1 2 のいずれかに記載の難燃性布帛を含む作業服。

30

40

50